

マンションの外壁からタイルが落ちて、通行人をけがさせた

施設賠償責任保険のご案内

マンション経営に付随しての賠償責任の備えも必要です

マンションの所有・使用および管理上の事故によって、その所有者が負担させられる法律上の賠償責任として、民法第717条に工作物責任の規定があります。

土地の工作物の設置または保存の瑕疵（欠陥）により他人に損害を生じさせた場合、その瑕疵の原因をだれが作りだしたかにかかわらず、一義的にはその工作物の占有者が責任を負い、占有者が損害の発生を防ぐために必要な注意をしたことを証明したときに、最終的に所有者が責任（無過失責任）を負うことを工作物責任といいます。

マンションの3階からタイル等が落ちて、通行人に当たり大けがをさせた場合や階段の手すりが突然はずれ、転落して負傷させた場合などはマンションの所有者の責任が問われ損害賠償を請求されるという事態が生じる可能性があります。もちろん、そのような事態が起こらないように日頃のメンテナンスを充分に行わなければなりません。それにもかかわらず、起こる不測の事態に備えて『施設賠償責任保険』への加入を検討されてはいかがでしょうか。また、エレベーターを設置されているマンションについては『昇降機賠償責任保険』を別途加入されることもお奨めします。

施設賠償責任保険の保険料の算出方法は総床面積により、算出されます。総床面積を200㎡として、身体賠償を1名あたり1億円（1事故あたり3億円）・財物賠償を1事故あたり1億円の保険金額とすれば、年間保険料は、2,170円となります。昇降機賠償責任保険は床面積に関係なくエレベーター1基につき、身体賠償を1名あたり1千万円（1事故あたり3千万円）・財物賠償を1事故あたり500万円の保険金額とすれば、年間保険料は、4,320円となります。また、どちらの賠償責任保険にも免責があり、それぞれ1事故あたり自己負担額は1,000円となります。

その他詳細や個別のご質問は、下記にお問い合わせください。

株式会社 学生ハウジング 事務局 高橋
E-mail : takahashi@gakuseihousing.co.jp
TEL:075-464-9000、FAX:075-465-6565

U03.4.9